

平成26年8月25日  
在南アフリカ共和国日本国大使館

大使館からのお知らせ（医療情報：南ア政府のエボラ出血熱への対応）

1 南アにおいては、これまでのところエボラ出血熱感染者は確認されていませんし、疑い患者が2名いたものの、いずれも陰性と判定されています。こうした中、体温測定スキャナーがヨハネスブルグ国際空港及びランセリア空港に設置され、体温が高い乗客がいれば検知できる措置が講じてられて来ていますが、南ア政府は、8月21日、エボラ流行国からの南ア国民以外（all non-citizens）の南ア入国を禁止する措置を新たに閣議決定しました。

2 具体的には、今回のエボラ出血熱の流行に関し、関係諸国を次の3つのカテゴリーに分類し、リスク国に応じた措置を講じることとしています。

（1）高リスク国：ギニア、リベリア、シエラレオーネ

ア 南ア国民に対し、高リスク国への渡航を希望する場合でも、その渡航が絶対不可欠でない限り渡航の延期を勧告するとともに、これらの国から帰国する場合は次の厳密なスクリーニング措置を受けなければならないとしています。

：帰国が許可されるに先立ち、包括的な健康質問票への記入

：同質問票及び体温スクリーニングにおいて何らかの疑いが認められた場合、精密検査の受診

イ 一方、南ア国民以外（all non-citizens）のこれら3カ国から南アへの渡航は真にやむを得ない場合を除き全面禁止とされています。（A total travel ban for non-citizens travelling from these high risk countries, unless the travel is considered absolutely essential）

（2）中リスク国（ナイジェリア、ケニア、エチオピア）

ケニア及びエチオピアは現時点でエボラ発症例は認められていませんが、西アフリカから南アに渡航してくる人々の大半がこれらの国々を経由するため、このカテゴリーに分類されたもの

（3）低リスク国（上記以外の全ての国）

中リスク国及び低リスク国に関しては、これまで実施されてきた通常の監視を強化する形で監視が行われるとのことことです。

3 外務省も、今回のエボラ出血熱の大流行に関する渡航情報（広域情報）として、ギニア、リベリア、シエラレオーネについては、渡航者向けとして「不要不急の渡航は延期してください。一旦入国しても、商業便の運行停止などにより、出国できなくなることに留意してください」を発出して注意を呼びかけています。

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo.asp?infocode=2014C297>

（了）